

# 岐阜県公報

## 目 次

### 規 則

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

( 税 務 課 )

### 教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

( 教 職 員 課 )

号 外 ( 二 ) 令 和 四 年 七 月 一 日

## 規 則

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十九号

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則（昭和四十五年岐阜県規則第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第七号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員免許法施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第四十八号・岐阜県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 免許状更新講習(第十五条の二 第十五条の五)」を削る。

第二条の表教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)の項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号)の項を削る。

第四条ただし書中「第五条第三項及び第六項」を「第五条第二項及び第五項」に改める。

第九条第一項中「(十九年改正法附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者(以下「旧免許状所持者」という。)及び法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する普通免許状に係る所要資格を得た日又は施行規則第六十四条第一項に規定する資格を有することとなった日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者)にあつては、第一号から第七号までに掲げる書類)」を削り、同項第八号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 法第十六条第一項に規定する免許状の授与を受けよとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 前項第一号から第三号までに掲げる書類

二 法第十六条第一項に規定する教員資格認定試験の合格証明書

第九条第三項中「の各号」及び「(旧免許状所持者)にあつては、第一項第一号から第三号までに掲げる書類及び第二号に掲げる書類」を削り、同項第一号中「及び第八号」を削り、同条第四項から第六項までの規定中「の各号」を削る。

第十条第一項中「の各号」及び「(旧免許状所持者及び法別表第三から別表第八まで又は法附則第九項に規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者)にあつては、第一号から第八号までに掲げる書類」を削り、同項第九号を削り、同条第三項中「の各号」及び「(旧免許状所持者及び施行法第二条に規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者)にあつては、第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる書類並びに第二号及び第三号に掲げ

る書類)」を削り、同項第一号中「第七号及び第九号」を「及び第七号」に改め、同条第四項中「附則第十八項に規定する免許状」を「附則第十七項に規定する免許状」に改め、「(旧免許状所持者及び法附則第十八項に規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者)にあつては、第一項第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる書類並びに第二号から第四号までに掲げる書類」を削り、同項第一号中「第九号」を「第八号」に改め、同項第二号中「附則第十八項」を「附則第十七項」に改め、同項第三号中「附則第十八項」を「附則第十七項の表」に改め、同条第五項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、「(旧免許状所持者及び同項に規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者)にあつては、第一項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる書類並びに第二号及び第三号に掲げる書類」を削り、同項第一号中「及び第七号から第九号まで」を「第七号及び第八号」に改める。

第十条の二中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、「の各号」を削る。

第十一条中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、「の各号」を削る。

第十二条の三から第十二条の八まで及び第三章の二を削る。

第十六条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は十九年改正法附則第二条第五項」を削る。

第二十一条第一項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改める。

第二十一条の二及び第二十一条の三を削る。

第二十二条第二号及び第二号の二中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同条第十一号の二から第十一号の九まで及び第二十二号から第二十四号までを削る。

第二十三条中「県教育長」を「教育長」に改める。

付則第三項の表施行規則附則第三十一項及び第三十二項の項中「附則第三十一項及び第三十二項」を「附則第三十五項及び第三十六項」に改める。

別記第一号様式及び別記第二号様式中

「甲」を「乙」に改める。

別記第二号様式の二中

「丙」を「丁」に改める。

「氏 名」を (旧 姓) 姓  
(通称名) 姓

「氏 名」を (旧 姓) 姓  
(通称名) 姓

「氏 名」を (旧 姓) 姓  
(通称名) 姓

「氏 名」を (旧 姓) 姓  
(通称名) 姓

氏名 (ふりがな) 氏名	(旧氏名)	生年月日	年 月 日
		授与年月日	種類 授与条件 授与権者
免状		教科又は特別支援 教育領域	番号
有効期間の満了の日		年	月 日
修了確認期限		年	月 日

氏名 (ふりがな) 氏名	(旧姓) (通称名)	生年月日	年 月 日
		授与年月日	種類 授与条件 授与権者
免状		教科又は特別支援 教育領域	番号

「氏 名」を (旧 姓) 姓  
(通称名) 姓

「氏 名」を (旧 姓) 姓  
(通称名) 姓

「氏 名」を (旧 姓) 姓  
(通称名) 姓

「氏 名」を (旧 姓) 姓  
(通称名) 姓

新	本籍地 (都道府県名)	ふりがな 氏名
旧	本籍地 (都道府県名)	ふりがな 氏名

を

新 本籍地	(都道府県名) 氏名 (旧姓) (通称名)	ふりがな	
		氏名 (旧姓) (通称名)	
旧 本籍地	(都道府県名) ふりがな 氏名 (旧姓) (通称名)	ふりがな	
		氏名 (旧姓) (通称名)	

住所№

岐阜県十三市穂波町

氏名

「氏名(旧姓) 氏名(通称名)」

「有効期間の満了の日」 年 月 日

住所№

岐阜県十市穂波町「・教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号) 附則第2条第5項該当」 住所№

岐阜県十市穂波町

住所

「住所(旧姓) 住所(旧姓) 住所(旧姓) 住所(旧姓)」

住所№

岐阜県十市穂波町の「及び岐阜県十市穂波町の」住所

「住所(旧姓) 住所(旧姓) 住所(旧姓)」

別記第十八号様式中「第5条第4項」を「第5条第3項」住所№

岐阜県十市穂波町

「(ふりがな) 氏名

「(ふりがな) 氏名(旧姓) 住所(通称名)」

岐阜県十市穂波町

住所

「住所(旧姓) 住所(旧姓) 住所(旧姓) 住所(旧姓)」 「有効期間の満了の日」 (旧) 有効期間の満了の日」

住所№ 岐阜県穂波町

岐阜県十市穂波町の岐阜県十市穂波町の住所№

岐阜県十市穂波町「保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)を「保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)住所№

岐阜県十市穂波町「第70条の8」住所№

岐阜県十市穂波町「附則第10項」住所№

岐阜県十市穂波町の岐阜県十市穂波町の住所№「施行規則附則第11項」住所№

岐阜県十市穂波町「5条第1項」住所№

岐阜県十市穂波町

「施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目」 「施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目」

「施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目」 住所№

岐阜県十市穂波町の「附則第12項」住所№

岐阜県十市穂波町の「附則第31項及び第32項」住所№

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の整理上の規程とする改正前の岐阜県教育職員免許法施行規則の

規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県教育職員免許法施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

令和四年七月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社